

Ⅹ 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を営む社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び障害者支援施設）の運営管理、入居者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 君津健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 安房健康福祉センター管内
館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
- (2) 市原健康福祉センター管内
市原市
- (3) 君津健康福祉センター管内
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

3 指導監査等の実施状況等

(1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和2年度の監査等の実施数は240であり前年度比70.8%の減となった。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、感染拡大を防止するため、ほとんどの施設の監査を実施しなかった。）

(2) 主な指摘事項

令和2年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

老人福祉施設

- ・身体的拘束に係る検討が不適正 他

保育所・幼保連携型認定こども園・認可外保育施設

- ・消火訓練の実施が不十分、乳幼児の健康診断の実施が不十分 他

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別		区分	令和2年度					
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 (%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人		22	11	50.0	2	2	18.2
	1 社会福祉協議会		1	1	100.0	0	0	—
	2 施設を經營するもの		21	10	47.6	2	2	20.0
	第一種經營		16	8	50.0	0	0	—
	第二種經營		5	2	40.0	2	2	100.0
	3 施設を經營しないもの				—			—
	児童福祉行政（市町村）		9	9	100.0	9	0	100.0
	計		31	20	64.5	11	2	55.0
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）		147	99	67.3	11	11	11.1
	1 保護施設				—			—
	2 老人福祉施設		103	55	53.4	9	9	16.4
	3 児童福祉施設		15	15	100.0	0	0	—
	障害児入所施設		4	4	100.0	0	0	—
	児童自立支援施設				—			—
	乳児院		2	2	100.0	0	0	—
	児童養護施設		7	7	100.0	0	0	—
	母子生活支援施設		1	1	100.0	0	0	—
	児童心理治療施設		1	1	100.0	0	0	—
	4 婦人保護施設		2	2	100.0	0	0	—
	5 障害者支援施設		27	27	100.0	2	2	7.4
	保育所		84	84	100.0	85	1	101.2
	幼保連携型認定こども園		25	25	100.0	25	0	100.0
	認可外保育施設		77	77	100.0	72	55	93.5
	有料老人ホーム		98	43	43.9	7	7	16.3
	介護保険指定事業所		1,091	200	18.3	13	13	6.5
	指定障害福祉サービス事業所		574	100	17.4	13	13	13.0
	指定障害児通所支援事業所		106	26	24.5	2	2	7.7
	指定児童発達支援センター		3	3	100.0	1	1	33.3
指定一般相談支援事業所		38	12	31.6	0	0	—	
計		2,243	669	29.8	229	103	34.2	
合計		2,274	689	30.3	240	105	34.8	

※第一種經營とは、主として第一種社会福祉事業を經營するもの。

※第二種經營とは、主として第二種社会福祉事業を經營するもの。